

許認可等の内容	実施制限の期間の短縮の承認		
根拠法令及び条項	工場立地法第 11 条第 2 項		
担 当 課	企業立地・支援課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>実施制限の期間の短縮は、届出に係る事項についてその内容が相当であると認めるときに行うことができることとされている。</p> <p>ここで、「届出の内容が相当であると認めるとき」とは、法第 9 条の勧告事由に当たらないと判断したときをいう。</p> <p>短縮する実施制限の期間については、個別に判断する。</p>			